

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 特定施設の設置許可申請 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出 【公 告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 道路の位置の指定 ○ ” ○ 一般競争入札の実施 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動	環境管理課 長寿社会課 道路整備課 ” 建築指導課 県民生活交通課 建築指導課 ” 警察本部会計課 選挙管理委員会 ”	目次	
		担当課（室）	

岡山県告示第四百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社岡山村田製作所

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

氏 名 代表取締役社長 中島 規巨

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社岡山村田製作所

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

平成27年9月25日 岡山県公報 第11722号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (D 2 , D 3)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (R 1 ～63)		同左	
能 力		1 m ³ ／日 (1 台当たり)		1 m ³ ／日 (1 台当たり)		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後 1 週間		－		工事着手後 1 週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後 1 週間		－		工事完成後 1 週間	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	1.0	1.0	6.3	12.6	4.3	10.6
	p H	3～5	3～5	10～12	10～12	同左	
	B O D (mg／ℓ)	930	1,050	50	63		
	C O D (mg／ℓ)	1,300	1,450	100	125		
	S S (mg／ℓ)	33	40	65	81.3		
	油 分 (mg／ℓ)	0.5以下	0.5	9	11.3		
	T－N (mg／ℓ)	520	580	1.0	1.3		
	T－P (mg／ℓ)	0.02以下	0.02	0.4	0.5		
	C u (mg／ℓ)	－	－	0.05	0.06		
	F e (mg／ℓ)	－	－	0.2以下	0.2		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／ℓ)	100以下	100	－	－		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年9月25日 岡山県公報 第11722号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		廃 止				新 設			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		No. 1 工程排水処理施設				同左			
種 類		工程排水処理							
構 造		鉄筋コンクリート， S S							
主 要 寸 法		33m×29.5m×5.0m							
能 力		521m³／日							
処 理 の 方 法		p H調整，脱窒，砂濾過，連続活性炭吸着				p H調整，砂濾過，連続活性炭吸着			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工事着手後 4 箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工事完成后 1 週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³／日)	107	158	107	158	同左			
	p H	6～10	6～10	6～8.5	6～8.5				
	B O D (mg／ℓ)	23	41	12	20				
	C O D (mg／ℓ)	23	41	12	20				
	S S (mg／ℓ)	1,000	1,000	14	20				
	油 分 (mg／ℓ)	5	5	5	5	50 50 50 50			
	T－N (mg／ℓ)	50	50	12	14				
	T－P (mg／ℓ)	1.4	2	1.4	2				
	ほう素 (mg／ℓ)	－	－	－	－	同左			
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／ℓ)	－	－	－	－				

平成27年9月25日 岡山県公報 第11722号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		蒸発濃縮装置A				同左			
種 類		蒸発濃縮装置							
構 造		S U S 製							
主 要 寸 法		3.7m×3.0m×3.56m							
能 力		10m ³ ／バッチ							
処 理 の 方 法		蒸発濃縮							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工事着手後 1 週間			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工事完成後 1 週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値並びに最大の値及び通常量の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4.0	4.0	6.0	18.0	4.3	4.3	6.3	18.3
	p H	3～5	3～5	8～10	8～10	同左			
	B O D (mg／ℓ)	930	1,050	36	36				
	C O D (mg／ℓ)	1,300	1,450	9	9				
	S S (mg／ℓ)	33	40	0.5以下	0.5				
	油 分 (mg／ℓ)	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5				
	T－N (mg／ℓ)	520	580	46	46				
	T－P (mg／ℓ)	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02				
	ほう素 (mg／ℓ)	8以下	8以下	8	8				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／ℓ)	520	580	46	46				

平成27年9月25日 岡山県公報 第11722号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		蒸発濃縮装置C				同左			
種 類		蒸発濃縮装置							
構 造		S U S 製							
主 要 寸 法		3.15m×4.7m×3.4m							
能 力		10m³／バッチ							
処 理 の 方 法		蒸発濃縮							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工事着手後 1 週間			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工事完成後 1 週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値並びに最大の値及び通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³／日)	4.0	4.0	6.0	18.0	4.3	4.3	6.3	18.3
	p H	3～5	3～5	8～10	8～10	同左			
	B O D (mg／ℓ)	930	1,050	36	36				
	C O D (mg／ℓ)	1,300	1,450	9	9				
	S S (mg／ℓ)	33	40	0.5以下	0.5				
	油 分 (mg／ℓ)	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5				
	T－N (mg／ℓ)	520	580	46	46				
	T－P (mg／ℓ)	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02				
	ほう素 (mg／ℓ)	8以下	8以下	8	8				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／ℓ)	520	580	46	46				

平成27年9月25日 岡山県公報 第11722号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	2,628.8	3,052.7	同左	
pH	6～8.5	6～8.5		
BOD (mg/ℓ)	7	9		
COD (mg/ℓ)	7	9		
SS (mg/ℓ)	12	20		
油分 (mg/ℓ)	1	7		
T-N (mg/ℓ)	7	14	9	14
T-P (mg/ℓ)	0.9	1.5	同左	
Pb (mg/ℓ)	0.1以下	0.1以下		
Cr ⁶⁺ (mg/ℓ)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/ℓ)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/ℓ)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/ℓ)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/ℓ)	2以下	5		
ほう素 (mg/ℓ)	0.2	2		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	3.0	10.0		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年9月25日から同年10月16日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

平成27年9月25日 岡山県公報 第11722号

岡山県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター フェニックス玉

2 所在地

岡山県玉野市玉五・六・一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人陽光会

2 所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四番四〇号

三 廃止年月日

平成二十七年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇六三六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターげんき

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町下加茂一一三一・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名称
	社会福祉法人義風会
2	所在地
	岡山県岡山市北区下足守一八九八番地
三	廃止年月日
	平成二十七年九月三十日
四	介護保険事業所番号
	三三七三九〇一一一
五	サービスの種類
	通所介護
	介護予防通所介護

岡山県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁坂本線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市宇治町遠原字大倉二九二一番三地 先から	新	五・四 五九・八	六八四・〇
高梁市宇治町遠原字井手ノ上二八九三番 一地先まで	旧	五・四 五九・八	七六二・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野部備中線

三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市備中町西山字橋ノ元二八―三番一 地先から 高梁市備中町西山字高山一九〇〇番三九 地先まで	新	八・二 三三・四	四四八・〇
高梁市備中町西山字橋ノ元二八―三番一 地先から 高梁市備中町西山字高山一九〇〇番三九 地先まで	旧	三・五 一〇・八	四四八・〇

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 美袋停車場線
三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで 総社市美袋字花屋一九二四番二地先から 総社市美袋字花屋一九二番三地先を経 て 総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで	新	三・〇 四・五	一六〇・七
総社市美袋字花屋一九二四番二地先から 総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで		一一・八 一五・六	三八・二

一	道路の種類	県道
二	路線名	八木山日生線
三	道路の区域	

	区	域	
久米郡美咲町大戸上字岡ノハナ二三四番 四地先から 久米郡美咲町大戸上字日浦谷シリ九八七 番一地先まで			
旧	新	別	新旧 幅員
六・〇 二二三・〇	六・〇 二二九・〇	(メートル)	延 (メートル)
二九二・〇	二九二・〇		長

一	道路の種類	県道
二	路線名	大戸上中央線
三	道路の区域	

総社市美袋字花屋一八二四番二地先から 総社市美袋字花屋一九二二番三地先を経 て 総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで	旧	三・〇 四・五	一六〇・七
---	---	------------	-------

一 道路の種類 県道
二 路線名 別所下長田線
三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山東茅部字茅部野七二番八二〇地先から 真庭市蒜山東茅部字家ノ上一九八〇番一 地先まで	新	八・九 一 九・八	三 一 三・六
真庭市蒜山東茅部字茅部野七二番八二〇地先から 真庭市蒜山東茅部字家ノ上一九八〇番一 地先まで	旧	四・八 一 〇・三	三 一 三・六

一 道路の種類 県道
二 路線名 東茅部下福田線
三 道路の区域

別	新	旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
備前市日生町日生字椿谷五番六地内	五・六 一 八・四	四・二 四・七	六 三・五	六 三・五
備前市日生町日生字椿谷五番六地内				

一 道路の種類 県道
二 路線名 横野滝線
三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
津山市上横野字朴ノ木峪一九九〇番地先 から	津山市上横野字朴ノ木峪一九八八番地先 まで	新	旧	六・〇 九・〇	一六・〇
津山市上横野字朴ノ木峪一九九〇番地先 から	津山市上横野字朴ノ木峪一九八八番地先 まで	旧	新	五・〇 七・〇	一六・〇
				(メートル)	(メートル)

区	域	別	新旧	幅員	延長
真庭市蒜山別所字鍛冶屋敷四一番一地 先から	真庭市蒜山別所字鍛冶屋敷三九五番地先 まで	新	旧	一三・〇 二三・〇	一一五・六
真庭市蒜山別所字鍛冶屋敷四一番一地 先から	真庭市蒜山別所字鍛冶屋敷三九五番地先 まで	旧	新	九・〇 一六・〇	一一五・六
				(メートル)	(メートル)

1000000

18

横野滝線

三 道路の区域

津山市上横野字堂峪二七〇九番二地先から 津山市上横野字堂峪二七〇番二地先まで	津山市上横野字堂峪二七〇九番二地先から 津山市上横野字堂峪二七〇番二地先まで	区 域
旧	新	新旧 別
四・五 五・〇	四・五 八・五	幅員 (メートル)
三三・〇	三三・〇	延長 (メートル)

岡山県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道				道路の種類	供用開始年月日
路線名				区間	
高梁坂本線				高梁市宇治町遠原字大倉二九二番三地先から 高梁市宇治町遠原字家ノ上一九七五番一地先を経て 高梁市宇治町遠原字井手ノ上二八九三番一地先まで	平成二十七年九月二十五日
大野部備中線				高梁市備中町西山字橋ノ元二八一三番一地先から 高梁市備中町西山字高山一九〇〇番三九地先まで	
美袋停車場線				総社市美袋字花屋一八二四番二地先から 総社市美袋字花屋一九一五番四地先まで	
大戸上中央線				久米郡美咲町大戸上字岡ノハナ二三四番四地先から 久米郡美咲町大戸上字日浦谷シリ九八七番一地先まで	

横野滝線		別所下長田線	東茅部下福田線	八木山日生線
津山市上横野字堂峪二七〇番二地先から	津山市上横野字朴ノ木峪一九九〇番地先から 津山市上横野字朴ノ木峪一九八八番地先まで	真庭市蒜山別所字鍛冶屋敷四一番一地先から 真庭市蒜山別所字鍛冶屋敷三九五番地先まで	真庭市蒜山東茅部字茅部野七一二番八二〇地先から 真庭市蒜山東茅部字家ノ上一九八〇番一地先まで	備前市日生町日生字椿谷五番六地内

平成27年9月25日 岡山県公報 第11722号

◎岡山県告示第四百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社東京建築検査機構

二 変更の内容

住所の変更

新…東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

旧…東京都中央区東日本橋一丁目一番四号

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

構造判定事業部

新…東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

旧…東京都中央区東日本橋一丁目一番四号 東日本橋M1ビル

三 変更の年月日

平成二十七年九月二十八日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

日本建築検査協会株式会社

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

構造判定部

新…東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号 油脂工業会館五階

旧…東京都中央区日本橋三丁目一五番六号 松木ビル三階

三 変更の年月日

平成二十七年九月二十四日

〔三八九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シュエット

三 代表者の氏名

菊地 厚子

四 主たる事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区春日町三番八・四〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者まで広く対象とし、社会教育やまちづくりに関する事業を行い、實際生活に即する文化的教養を高め、社会教育やまちづくりの推進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地及び会議に関する事項

〔三九〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇一七号 平成二十七年九月 十日		高梁市成羽町下原字本丁一〇〇九番 一一、一〇一〇番四	四・〇〇	二九・六二

（三九一）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇七号 平成二十七年九月 十四日		勝田郡勝央町岡字竹の下五二六番九	六・〇〇	三九・二二

〔三九二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

加入電話及び携帯電話への通信サービス調達

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び加入電話及び携帯電話への通信サービス調達仕様書による。

(3) 契約期間

平成28年 1月 1日から平成30年12月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第39号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契

約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業者の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（岡山県庁 8 階）

電話（086）226 - 7264

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700 - 8512 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234 - 0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年 9 月25日から同年11月 4 日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し，(1)の場所に請求すること。なお，交付する入札説明書等は，縦297ミリメートル，横210ミリメートル，重さ120グラムであるので，注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成27年11月11日 午後 4 時

(4) 開札の日時及び場所

平成27年11月12日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下 1 階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第 8 号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，入札書を受領期限までに提出するとともに，入札説明書に示す書類を作成し，平成27年11月 4 日午後 4 時までに，入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また，入札参加希望者は，契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は，入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured:

Communication service to a fixed-line phone and a mobile phone

(2) Contract period:

From 1 January, 2016 through 31 December, 2018

(3) Time limit for tender:

4:00 P.M. 11 November, 2015

(4) Contact point for the notice:

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi, Okayama - ken, 700 - 8512,

Japan

Telephone : 086 - 234 - 0110, Ext.2216

岡山県選管告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ALLWEATHER	仁 科 昌 弘	西 原 節 夫	笠岡市旭が丘三八七	平成二七・ 八・二一
総 思 会	宮 田 信 義	清 水 智 昭	総社市久代四〇一七	" 八・二〇
ふるさと総社を守る会	吉 富 陸 夫	竹 内 令 子	" 中央三・一五・一〇五	" 八・一九

岡山県選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
伊東ゆつき後援会	吉田 裕 紀	代表者の氏名	吉田 裕 紀	伊東 裕 紀	平成二七・五・一〇
幸福実現党岡山東後援会	小笠原 茂	主たる事務所の所在地	岡山市東区正儀三五八二・一	岡山市東区金田七七五・二	〃 八・一
〃	〃	代表者の氏名	小笠原 茂	大嶋 敏 浩	〃 〃
水田よしとみ後援会	友保 伸 一	〃	友保 伸 一	水田 和 稔	〃 八・二七